

新宿区教育委員会会議録

平成28年第1回定例会

平成28年1月8日

新宿区教育委員会

平成28年第1回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成28年1月8日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時06分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	今 野 雅 裕	委員長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	菊 池 俊 之
委 員	菊 田 史 子	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中央図書館長	藤 牧 功 太 郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	山 本 誠 一
文化観光課長	橋 本 隆	統括指導主事	早 川 隆 之
統括指導主事	小 林 力		

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管 理 係	薬 袋 和 明
----------------	---------	----------------	---------

## 議事日程

### 報 告

- 1 平成27年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 平成27年度学校選択制度に関する保護者アンケート集計結果（クロス集計）について（学校運営課長）
- 3 新宿区地域文化財の認定について（文化観光課長）
- 4 その他

---

◎ 開 会

○今野委員長 皆様、新年あけましておめでとうございます。ことしもどうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいまから平成28年新宿区教育委員会第1回定例会を開催いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、菊池委員にお願いいたします。

議事に入る前に、平成27年12月17日の教育委員会第12回臨時会において委員長及び職務代理者の選任がありましたので、ここで委員の皆様の議席の確認をしたいと思います。

新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は委員長が定めることになっております。本日、各委員がお座りの席を議席といたしますので、御確認をお願いいたします。

なお、本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により補助執行している事務についての報告を受けるため、地域文化部文化観光課長に出席いただいております。

本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。

本日の進行につきましては、初めに報告3の報告を受け、質疑した後に、報告1及び報告2について一括して説明を受け、質疑を行います。

---

◆ 報告3 新宿区地域文化財の認定について

○今野委員長 それでは、事務局から説明をお願いします。

○文化観光課長 それでは、お手元にお配りしております資料に基づきまして御説明をいたします。

新宿区地域文化財の認定についてでございます。

新宿区文化財保護条例第17条第1項の規定に基づきまして、平成27年12月15日付けで地域文化財を認定いたしましたので、本日、御報告をさせていただくものです。

今回認定した地域文化財は、稲荷鬼王神社の節分祭ほか5件でございます。

別紙に、今回認定をいたしました物件の一覧が記載をしておりますので、こちらをごらんください。

今回は6件になりますが、通しナンバー34番からになってございます。平成23年にこの地域文化財の制度が創設されましたが、こちらの番号につきましては、認定物件一覧の番号ということで、34番から39番までとなっております。

そして、今回認定をいたしました地域文化財は、すべて節分祭及び節分会でございます。この節分祭の34番から38番は神社で行われる節分の行事、それから39番目はお寺で行われる節分の行事でございます。

一般的に節分と申しますと、立春の予祝、いわゆる前祝いの行事でございます。室町時代以降に、節分式の中で追儼式と呼ばれております、いわゆる鬼追いの儀式と、それが終わりますから豆まきが行われる、このようなものが一般的なものでございます。そして、区内の社寺では節分以外にも様々な年中行事は行われておりますが、その多くは神事あるいは仏事として行われているものでございます。

今回認定をいたしました節分も、この神事あるいは仏事の一環ではございますが、各寺社独自の特色を持ち、さらには氏子や檀家あるいは今では地域の住民が多く参加する地域の行事としての性格が非常に強くなっているため、今回の地域文化財の認定対象としたものでございます。

それでは、34番から順に概略を御説明をさせていただきます。

物件の名称からです。稲荷鬼王神社の節分祭でございます。分野は歴史分野及び生活分野でございます。所在地、所有者、記載のとおりでございます。年代につきましては、始まった年代、創始時期は不詳でございます。現在の形は昭和初期以降のものと考えられております。

節分祭の特徴を御説明をさせていただきます。

まず、第1点目の稲荷鬼王神社でございますが、鳴弦の儀といいまして、ここに写真がございますが、いわゆる弓を引いて弓を鳴らす音によって、邪気あるいは汚れをはらうものでございます。実際に矢は放たずに、弓の音で穢れ等をはらうものでございます。

そして、この神社の特徴は、「鬼は内」というかけ声でございます。これは神社の名前、鬼王神社というところからも来ているのかと考えられます。そして一連の儀式が翌朝にも行われるということで、これは鬼を春の使いと捉え、一晩この神社の中に泊まっていただく、そういうものでございます。

引き続きまして、35番、中井御霊神社の節分祭でございます。分野、所在地、所有者と年代、記載のとおりでございます。こちらは、追儼式、いわゆる鬼追いの儀式の中で、方相氏

という四つ目を持った悪鬼をはらう役と鬼の問答をするものでございます。こちらの方相氏には、宮司がお面をつけて、変装をいたします。その追儺式後に恵比寿、大黒の舞が行われます。

続きまして、36番、花園神社の節分祭でございます。分野、所在地、所有者、年代、記載のとおりでございます。こちら追儺式の中で宮司と鬼の問答がございまして、その後、恵比寿、大黒の舞がでございます。

引き続きまして、37番目、氷川神社の節分祭でございます。分野、所在地、所有者、年代、記載のとおりでございます。こちらは、追儺式で参加者、いわゆる氏子の方々と鬼の問答がございまして、その後に宮司が弓矢を引くことにより鬼が退散する、このような儀式が行われます。

続きまして、38番の鎧神社の節分祭でございます。分野、所在地、所有者、年代、記載のとおりでございます。こちらは、追儺式で方相氏と鬼の問答が行われた後、宮司の矛で鬼が退散する。その後、恵比寿の舞が行われます。

最後の39番、自性院の節分会でございますが、分野、所在地、所有者、年代は記載のとおりでございます。こちらの特徴は、写真にもございますが、七福神がこの節分の儀式のときに登場いたします。2月3日の節分会が休日に当たる場合には、七福神がこの写真のように町内を練り歩くというもので、これは都内でもここの寺社でしか見られない大きな特徴を示すものでございます。また、このときとあわせて、寺社内の「猫地藏」が特別に開帳になるという特徴を持っております。

以上、今回取り上げました6件の節分行事、全て伝統的な形式を継承しつつ、特殊な儀礼や芸能を伴う珍しい事例でございます。地域に根差した年中行事といたしまして、地域文化財にふさわしい対象と考えているところでございます。

○今野委員長 説明が終わりました。

報告3について御意見、御質問のある方はどうぞ。

それでは、私から。これは、創始時期は不詳けれども、現在の形になったのは昭和初期以降だということで大體共通しているかと思えます。この類いの節分のお祭りのようなものを行っている神社はもうない。そういうものは、今回カバーしているということでしょうか。

○文化観光課長 区内で確認できました寺社等の節分行事、すべて調査をしたところ、23件ほどございました。そのうち、今回認定をいたしました6件を除くほかの17件につきましては、

豆まきのみということで、こちらの特殊儀礼、あるいは芸能などは伴わないために、文化財としての検討からは除外したという経緯がございます。

さらに、このほかの物件につきましては、平成元年から3年度にかけて実施いたしました節分行事の全件調査の中で確認をしたものでございます。その後、残りの1件につきましても調査をいたしまして、これで区内の節分行事については全て把握調査終了という形になります。今回の6件をもちまして、節分祭あるいは節分会での地域文化財の認定は一旦終了という認識をしてございます。

○今野委員長 はい、分かりました。

ほかにございますか。

○羽原委員 どうもざれごとみたいなことですが、34番の稲荷鬼王神社では、これだけが午後6時からです。つまり1泊するために、ほかの神社の節分行事を早めて6時になるとそこへ行くというイメージでいいのでしょうか。

○文化観光課長 こちらのほうは、夜通しこの節分祭は続くものですが夜は拝殿は一旦閉鎖をいたしまして、また翌朝、この春呼びの儀が行われる際にあけるという形です。一般の方は一旦御自宅に帰っていただいて、もしまた朝見たいということであると、また改めて出直していただくということです。

○羽原委員 そうではなくて、ほかの寺社5つは午後1時や午後3時にイベントになるわけですが、鬼王神社だけが午後6時ですので、5つの寺社から追われた鬼が1泊しに行くのかというざれごとを言ったわけであります。別に文化的ではありませんが。

○文化観光課長 必ずしもそういうことではないと推測されますが、この開始時間につきましては、様々その神社ごとにいろいろな事情があつてこの時間を決めているという、どちらかというと鬼ではなく、人間の都合で開始時間等は定めているというようところが実情かと思えます。

○羽原委員 優しい神社も1つあるなという意味でありました。

○今野委員長 ありがとうございます。でも、そう考えると、とても何か楽しい感じがしますね。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○今野委員長 ほかに御質問がなければ、報告3の質疑を終了します。

課長、ありがとうございます。

---

◆ 報告 1 平成 27 年第 4 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

◆ 報告 2 平成 27 年度学校選択制度に関する保護者アンケート集計結果（クロス集計）について

○今野委員長 次に、報告 1 及び報告 2 について、一括して説明を受けます。

事務局から説明をお願いします。

○次長 それでは、平成 27 年第 4 回新宿区議会におきます質問と答弁の要旨につきまして、主な点を抜き出して御説明をさせていただきます。

お手元の資料 1 ページ。まず最初は、共産党、田中議員の代表質問でございます。

最初の質問項目は、子育て支援ということについてでございますが、ここでは（１）、（２）と分けてございますが、内容といたしましては幼稚園に関する御質問でございます。

（２）をごらんください。今年度、市谷及び西戸山幼稚園で預かり保育が試行されている。来年度については、入園予定者を含め全保護者へアンケートをとり、一定の需要がある園では年度途中からでも預かり保育を実施してはいかがか。また、再来年度からは、全園での実施を第三次実行計画に盛り込むべきと考えるのがいかがか、という御質問でございました。

それに対する教育長答弁でございます。（２）をごらんください。

幼稚園における在園児を対象とした預かり保育のニーズ量と確保策については、平成 31 年度分まで新宿区次世代育成支援計画（第三期）に示されている。このため、来年度に預かり保育のニーズ量に関する大規模なアンケート調査を実施する予定はありません。

平成 28、29 年度の預かり保育の実施園は、地域バランス等を踏まえて、市谷、鶴巻、花園及び西戸山幼稚園の 4 園を予定している。今後は 4 園での預かり保育の利用状況などを検証した上で、平成 30 年度以降の区立幼稚園における預かり保育の実施体制について検討を進めていく、ということでお答えをしたところでございます。

その次の質問項目が、その下の 2 でございます。学校選択制と教員の事務負担軽減についてということで、（１）から（４）まで質問内容がございましたが、まず（１）でございます。学校選択制について、区教育委員会は第 3 回定例会で、「学校選択制度をめぐるさまざまな成果や課題を分析し、総合的な検証を今後行う」と表明をした。検証を行う会議体について早急に立ち上げ、2017 年度の入学選択時期である来年の夏までに結論を出すべきと思うが、今後のスケジュール、会議体のメンバーについてお聞きをする、というようなところで

ございました。

1つ飛ばしまして（3）でございます。世田谷区は、以前より学校長などから強い要望のあった学校給食費を公会計化する方針を決めたということで、新宿区としても教員の負担を軽減し、児童・生徒と向き合う時間を確保するために給食費の公会計化を行うべきであると考えているがいかがか、というような御質問がございました。

それに対する答弁でございます。教育長の答弁の（1）でございますが、検証を行う会議体については今年度中に委員の方の選定を行い、来年度に学識経験者や町会の代表の方、また未就学児保護者の方も含め、小・中、幼、各校園長の代表者などを委員とした会議体を立ち上げ答申をいただくことを考えている。

現在の予定としては、会議日程の調整を図った上で、来年度に数回の会議を行い答申を固めていくというスケジュールを考えている。その後、教育委員会で答申内容を検討した上で方針を作成し、パブリックコメントの実施などにより広く区民の皆様の御意見をいただく。こうして28年度内に方針を決定した上で、平成29年度に周知を図っていく。したがって、検証結果に基づく新たな就学制度の実施については平成30年度からとなる、という考え方をお答えをいたしました。

3ページに進んでいただきまして、（3）でございます。既に公会計化を実施した自治体の例に見られるように、給食会計の公会計化に当たっては、収納管理システムの構築と維持管理に要する費用負担、給食費納付率の低下や人的配置など多くの課題がある。このため、当面、学校給食会計を公会計化する予定はない、という考え方をお答えいたしました。

次に進めさせていただきまして、次が民主・無所属クラブの志田議員の代表質問でございます。

いじめ対策についてということで、3ページから次の4ページにかけて5点ほどの内容で御質問いただきました。質問の中身といたしましては、学校問題支援室についての件ですとか、4ページに入りますと、弁護士などによる出張授業ですとか、hyper-QUなどの質問の点もございましたが、（5）をごらんください。

本区では、児童・生徒もしくは保護者からのいじめなどの相談を電話で対応しているが、最近の若者の傾向として、対面での会話や電話での直接的な会話より、メールやラインなどのツールでのやりとりを選択することが多くなっている。杉並区ではアプリの開発などで相談しやすい環境をつくるなど、各区でいじめ相談の手法を幅広く取り扱っているが、こうした先進的な取り組みに関してどのようにお考えか、という御質問でございます。

それに対するの答弁でございます。5ページの(5)をごらんください。

新宿区では、いじめ相談電話「新宿区子どもほっとライン」を立ち上げ対応しており、受けた相談一つ一つに対しては現状や背景などを丁寧に受けとめて向き合うことが必要だと考えており、学校問題支援室と連携し、解決に向け取り組んでいる。また、全校に派遣しているスクールカウンセラーによる児童・生徒全員面接の実施など、より相談しやすい環境づくりに努めている。受けた相談のほかにも潜在的な相談事案がある等も考えられるため、御指摘のように、子どもたちが相談したいときに相談できるメールなどを活用した受付方法を検討するとともに、一層きめ細やかにいじめ相談に取り組んでいきたい、というお答えをしたところでございます。

それでは、ページを進めさせていただきまして、7ページをごらんください。

鈴木議員による一般質問のところで、地域の名産品の活用についてという御質問がございました。土地の記憶の伝承の目的を兼ね、子どもたちが早稲田みょうがや内藤とうがらしを栽培している学校もあるようだが、内藤とうがらしだけでなく地域によって独自の取り組みなどもあるかと思うため、現在の区内の小・中学校などでの状況を伺いたい、というところの御質問がございました。

それに対するの答弁でございます。現在、新宿区にゆかりのある江戸伝統野菜である内藤とうがらし、内藤かぼちゃ、鳴子うり、早稲田みょうがを取り上げた学習は、小学校では14校、中学校では2校で行われている。具体的には、総合的な学習の時間などを活用し、江戸伝統野菜の由来や栽培方法を調べ、学校菜園で栽培するなどしている。これらの取り組みについては、「新宿内藤とうがらしサミット」などの地域イベントでの発表や、教育委員会が作成している学校食育計画実践事例集に収録し、区民へも周知をしている、という内容をお答えをしたところでございます。

それでは、8ページに進ませていただきます。

新宿区民の会、えのき議員による代表質問でございまして、質問項目といたしましては、子どもの体力、運動能力についてということで、これも3点ほどの御質問がございましたが、(1)のところをごらんください。

第三次実行計画素案には、スポーツギネス新宿の推進ということで、児童・生徒が運動の楽しさについて触れ、みずから運動に楽しむことができるよう、小学校で取り組んでいるスポーツギネスを中学校全校で導入すること、今後どのような成果を目指して取り組まれるかお考えをお聞きしたい、という御質問でございました。

それに対しての教育長答弁の（１）でございます。

スポーツギネス新宿を導入後、小学校では体力テストの結果が全国平均を上回るようになり、体力の向上の取り組みが成果としてあらわれている。今後は、普段から運動をほとんどしない生徒の割合が高い中学校において、小学校と同様に運動の楽しさを味わわせ、運動の日常化を図ることが課題である。平成28年度からは、2本の縄だけで手軽に取り組むことができ、縄を跳びながらダンスをするなど表現を工夫したり、友達と協力して技に取り組んだりすることができるダブルダッチを活用した中学校版スポーツギネス新宿の取り組みを進めていきたい、というお答えをしております。

それでは、10ページまで進めさせていただきます。

自由民主党・無所属クラブの大門議員による代表質問でございます。指定管理者制度についてということで、新宿区の図書館への制度導入に関しての御質問でございます。ここでは教育長答弁から御案内をいたします。

（１）の答弁をごらんください。区立図書館では、平成21年度から平成23年度にかけて、地域図書館8館に順次、指定管理者制度を導入し、平成26年度には指定管理者を一斉に更新をした。また、指定管理者導入にあわせて開館時間を延長してきた。

制度導入前の平成20年度と昨年度の図書館費の決算実績の比較では、工事などの一時的な支出を除いて約1億2,700万円の経費を削減している。次に課題としては、区の総合計画の区立図書館の成果指標であるレファレンスに関する件数が全体として目標値に達していないことや、館ごとの対応に差異があることが挙げられる。これらは、地域図書館ごとの成果指標や目標水準が明確になっていないことが一因となっている。したがって、今後は中央図書館でレファレンス件数はもとより、他の側面の指標も設定し、館ごとにそれぞれの目標水準を明確にしていく。そして、目標を指定管理者とともに共有し、目標達成に向けて具体的に取り組んでいく必要があると考えている、という趣旨をお答えさせていただきました。

それでは、11ページでございますが、次の質問項目といたしましては、私立幼稚園に対する新宿区の運営面への支援についてということで御質問がございました。

私立幼稚園に対する新宿区の運営面への支援として、第3回定例会において「子どもたちの健康の管理業務や施設の安全確保、防災対策などは公私立にかかわらず幼稚園を運営する際の大切な部分であり、こうした運営面への区の支援」についての検討をお願いしたところ、「御指摘の園運営にかかわる経費の補助については検討していく」との答弁であったが、その後、どのような検討状況にあるのか、という御質問がございました。

それに対しての教育長答弁でございます。特に私立幼稚園の教育環境の向上のためには、教育委員会としても私立幼稚園の運営面への支援の重要性を認識しており、御指摘の子どもたちの健康管理面や安全安心面の対策について内容を検討し、具体的な補助制度としていけるよう調整を進めているところである、というところをお答えいたしました。

次に、佐原議員の一般質問として、自転車に乗る子どもたちを加害者にしない取り組みについてという御質問がございまして、さらにもう1ページ進めていただきました12ページのところでは、公明党の三沢議員の代表質問にも、自転車の安全運転についてというところで、自転車関係の安全対策についての御質問がございまして、共通するお答えのところだけ御案内いたします。

教育長答弁をごらんください。自転車教室について、現在、全小学校での実施には至っていないが、実技等を通した自転車教室は子どもたちの自転車の安全利用に有効であると考えするため、未実施の学校については、学校の実情に即した自転車教室を実施できるよう調整を進めていく、というところをお答えをしたところでございます。

それでは、13ページ、社民党のかわの議員の代表質問でございます。子どもの貧困についてということで、これも4点ほどを内容とした御質問がございましたが、ここでは(1)のところを御案内いたします。

この経済状況の中、貧困の格差がますます増大している。政府も対策を行う必要は見せているが、生活する国民の貧困と格差は拡大している。子どもの貧困ということをどのように認識し、現状を把握しているのかお聞きをしたい、というようなところでございますが、それに対しての答弁でございます。

子どもの貧困の問題については、さまざまな事例も報道されており、教育委員会としては就学援助を通じ、そうした御家庭にできるだけ教育費の負担をかけないように配慮している。ここ最近の就学援助の現状といたしましては、受給者の割合を示す認定率は、小学生の場合、平成24年度に児童数の23%を超えて過去最高の認定状況となり、また、中学生も、平成25年度には37%を超え過去最高となっている。その後、平成26年度は小・中学生、いずれも認定率が若干下がり、平成27年度見込みでも10月時点で昨年度よりも下がっている。この結果は、9月分の失業率や有効求人倍率の結果など穏やかに景気の回復傾向が見られる状況と一致しているが、その一方、9月の日銀短観や総務省が発表した9月の家計調査では景況感は足踏みとなっており、先行き不透明な状況が感じられる、という認識を御説明したところでございます。

それでは、14ページのところでございますが、日本を元気にする会新宿の伊藤議員の代表質問でございます。若者の政治参加についてというところの御質問で、（１）をごらんください。

本年10月には総務省と文部科学省が共同で高校生向けに副教材を作成し、年内には約370万部を配布することが決定している。高校生を対象としている教材だが、高校に進学しない子どもも一定数存在することから、義務教育である小・中学生に対しても同じような教材・教育の場が必要であると考え、小・中学生に向けた主権者教育の際に参考にしていく予定はあるか、という御質問でございました。

それに対する答弁でございます。新宿区では、選挙管理委員会と連携して進める体験型の学習や、児童・生徒の発達の段階に合わせて作成した自治基本条例パンフレットなどを活用して主権者教育を進めている。総務省と文部科学省が作成した教材「私たちが拓く日本の未来」は、高校生の政治参加の意識を高めるために作成された教材である。記載された内容は小・中学校で扱う教材としてそのまま活用することは難しいが、中学校から高等学校への接続という面から、中学校の社会科を担当する教員へ情報提供をしていく、という内容をお答えしたところでございます。

雑駁ではございますが、報告は以上でございます。

○**学校運営課長** それでは、平成27年度学校選択制度に関する保護者アンケート集計結果（クロス集計）について御報告申し上げます。

この集計結果につきましては、昨年12月の教育委員会定例会におきまして集計結果を報告しておりましたけれども、今回、アンケートの問1の入学した際に利用した制度ごとにクロス集計をさせていただきました。その制度の利用状況と保護者の意向との関係性を把握したものでございます。なお、参考に前回報告した際の資料をお付けしています。

まず、小学校からまいりたいと思います。

その前に、記述の質問に対して、小学校の場合、回答してない方が44名おられましたので、個別の参考におつけたアンケートの数とは必ずしも数が一致してございません。

では、（１）の「選択制利用と、学校を選んだ理由について」のクロスの集計の結果でございます。

横が、問1の選択肢でございます。「選択制度を利用」というところがございまして、「通学区域の学校」、それから「他制度を利用」というところが横軸になってございます。この「他制度」というのにつきましては、12月も申し上げましたように、主に指定校変更が

ございます。まれに区域外就学というのもございますけれども、ほとんどが指定校変更だと考えていただければと思います。縦が、問2の選択肢のそれぞれの項目をクロスしたものでございます。

ここでまず見てとれるのは、どの制度を使って入学された方であっても、回答の上位は1から3に集中しているというところではあります。

その他の部分につきましては、例えば選択制度の利用者の方につきましては、9番の学童等の通学の安全等もございます。また、「人数・学級数」というところ、それと5番の「校風、評判」等もございます。

また、通学区域の学校では非常に1、2、3に集中しておりまして、あとはばらけておりますけれども、校風の評判、それから親の出身校がでございます。

それから、その他の制度につきましても、1から3に集中しているところではあります。「学区の学校」、それから「兄弟が既に通学」、それから「距離が最も近い」、この1から3に集中しているのを見てとれます。

ただ、選択制度の場合は、特に「兄弟が既に通学」というところが顕著な動きといったところがございます。

次に、(2)の「選択制利用と、学校の感想について」の集計でございます。

学校の感想につきましては、いずれの制度をとった方につきましても、「大変満足」していると「満足」しているの合計としては、90%を超えている状況でございます。

次は(3)につきまして、問1と問4のクロス集計でございます。ここに濃いグレーで網かけしている部分についての設問は、比較的選択制に否定的な意見、網かけをしていないところにつきましては、どちらかというと肯定的な意見、薄い網かけはその他とごらんいただけますでしょうか。

ここで一つありますのは、選択制度を利用された方がどういうところに関心を持って選択をされたかというのは、ここがございますように、一番多いのがDの「保護者に関心」、それから次が「学校特色が顕れた」と、それから「人数格差増」というところがございます。通学区域の学校につきましては、一番多いのが「保護者に関心」で、次が「人数格差増」とございます。あとは「その他」でございます。

指定校変更制度等を利用された方の傾向ですけれども、これは少し母数が少ないのですが、やはり一番多いのは「保護者に関心」を持っていると。次にBの「学校特色が顕れた」と、そういったところが見てとれます。

次の（４）の間１と間５の選択肢のクロスでございます。ここでございますように、指定校変更の認知状況についての集計は、選択制度を利用した方についても、通学区域の学校を利用した方についても結果は大きく変わらず、15、16%でございます。「他制度を利用」したと、これは先ほど来申し上げておりますけれども、指定校変更制度の方は御自分が指定校変更を利用されているものですから、認知度が高いといったところでございます。

最後の（５）の間１と間６の選択肢、制度の今後についてのクロス集計でございます。

結果として、ここで見ていただけますように、選択制度を利用した方は選択制度が必要といった数字が多くなってございます。通学区域の方につきましては、１と３の指定校変更関係の選択肢が若干多く、１番と３番を足しますと53%となります。他制度を利用している方につきましては、これも母数が少ないのですが、ここでは選択制度を必要だという回答がなぜか多くなっています。

続きまして、中学校にまいります。

小学校と同様に、間１に回答していない方がまず40名いらっしゃいますので、クロス集計の対象とならない方がいらっしゃいます。必ずしも参考にお付けしました、前回報告の集計結果とは一致しないことを御了承ください。

では、まず（１）でございます。「選択制利用と、学校を選んだ理由について」の集計結果でございます。

ここも小学校と同様に、主に１番から３番の「学区域の学校」、「兄弟が既に通学」、「距離が最も近い」というところが一番集中してございます。ただ、若干、各制度の利用で異なっておりますのが、例えば選択制度を利用した方については、校風の評判というところろろがあり、また部活がございまして。これはやはり中学校の特性でございまして、「部活の状況」は数値が高くなっています。

次に、（２）の「選択制利用と、学校の感想について」の集計でございます。

これにつきましても、小学校同様に、「大変満足」していると「満足」しているの合計で90%を超えてございます。

それから、（３）の「選択制利用と、選択制への考えについて」の集計結果でございます。

これにつきましても、選択制度を利用された方が一番多いのは、ここにありますDの「保護者が関心」。これは選択制度を利用された方では、保護者の関心が高いという結果です。それから、次に学校特色があらわれていると、それから人数格差、そういったところが選択制度を利用された方の特色でございまして。

通学区域につきましては、一番多いのは人数格差、それから次が保護者の関心、そして学校の特色、そういった順番になってございます。

他制度の場合につきましては、母数が少ないわけですがけれども、人数格差と学校の特色というのが1位で、次が生徒指導、それから通学危険性の増と、否定的なところの選択肢もございます。

それから、(4)の「選択制利用と、指定校変更の認知状況について」でございます。

これも小学校と似たような傾向はございますけれども、選択制度を利用された方で指定校変更制度の内容も認知されているのは小学校より若干多いかと思えます。

それから、最後に(5)の「選択制利用と、制度の今後について」のクロス集計の状況でございます。

これにつきましても、1の選択制度を利用された方につきましては、2番の選択制度が必要だということが多くなっています。「選択制度必要」は小学校より多めの傾向が出ております。

それから、通学区域の学校につきましても、「選択制度必要」というのはありますけれども、「指定校変更のみでOK」、それから3番の「指定校変更の改善」というのを足しますと、これも50%ぐらいになってございます。

簡単でございますけれども、12月の報告に引き続きまして、今回のクロス集計の結果の報告でございました。

○今野委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 議会でのお話ですから余り取り上げたくはないのですが、若干補足していただければと思います。

まず、3ページの頭の学校事務効率化検討チームの具体的な改善策を取りまとめたということです。この幾つかについて、この前も伺いましたが、本当に軽減されていると言えるかどうか。これは、毎年の課題ではあると思いますが、実際問題として、学校へ行って聞いても余りストレートな回答が得られないので、念のため伺っておきたいと思えます。それが1つ。

それから、3ページの(3)の小学校の給食会計専門の臨時職員の配置。これは何校ぐらい、こういった配置なのかを教えてください。

それから、もう一つは、13ページの(1)の教育長の答弁のところの小学校の23%、中学

校の37%の就学援助ですね。就学援助の内容と、大きな意味の変遷を伺いたいと思います。

それから、2月ごろに実施される保護者会、これには、各校で大体どのぐらい保護者が出席されるのか。家庭の経済状況とのかかわりなので、どの程度おいでになっているのかなと思います。

○**教育調整課長** それではまず、私のほうから初めに、3ページの(2)の事務負担の軽減の御回答をさせていただきたいと思います。

平成22年に検討チームをつくって、事務負担の軽減といったところでの検討ということでございました。教員の方は、他区や他市から来たりといったこともありますので、副校長の補助職員として、区のことをよく知っている区の職員のOBを配置しています。大規模校等にはなりますが、区のことをわかっている職員が補助をしていくといったところで、校長先生方からは助かっているといったお声を聞いてございます。

また、校務支援システム導入ということで、教員の方々が手書きでそれぞれ処理されているところを、名前、クラス等の検索によって項目内容が反映されて、成績やテストといったところの連携ができていたところから軽減ができていたと考えております。

細かい部分になりますが、配布物ですとか会議の開催の縮減ですとか、こういった細かいところの積み重ねとなっています。委員御指摘のとおり、なかなか全体としてすぐに解決するものではないところではございますが、今後もそういった細かいことの積み重ね。また、部活動の負担といったところも、効率化などによる改善を日々考えていかなければいけないと、これからの課題であると認識しているところでございます。

○**学校運営課長** 給食会計の臨時職員の配置でございますけれども、学校の規模を考慮して大規模校に配置しております。今現在、小学校で8校ほどを4人の臨時職員で巡回している状況でございます。

就学援助の状況ということですが、詳細な表は今持ってございませんけれども、この答弁にございますように、平成25年がピークでした。平成26年には下がっております。平成27年はまだ未確定ですが、ほとんどの申請が出そろっておりまして、数値としてはほぼ横ばいといったような状況でございます。

○**羽原委員** 就学援助の内容を少し教えてください。

○**学校運営課長** まず、新入学時を含めた学用品費等の支給がございます。また、修学旅行や社会科見学といったところの旅費等の支給もしています。それから、給食費です。

特にこういった経済状況もありますので、小学校のクラブ活動費については平成27年度か

ら新設させていただいております。中学校についても、部活動について新たな就学援助の費目をつくり、支給している状況でございます。

最後の、保護者会の出席ですが、これに関しては私のところで保護者会の出席率そのものは把握しておりません。就学援助は本当に漏れがないように、ただし、一方でプライバシーの保護ということもございますので、こういう機会を捉えて書類を配布しています。保護者会にいらっしゃらない方は、また学校より別途の方法で、一旦全員に、申請される方もされない方も全員にまず配布させていただいて、4月以降に学校を通じて申請いただくことになっています。

○羽原委員 保護者会に出られない状態の人が多いいと思います。就学援助を必要とするような家庭というのは、就労時間も長いと思いますので、出たくてもなかなか出られないのではないのでしょうか。それが紙だけで対応できていればいいと思いますが。

○学校運営課長 これは漏れがあってはならないので、保護者会以外にも、いろいろな手段を使いまして全員に浸透するような働きかけをしています。

○教育指導課長 学校でどのように就学援助の周知をしているかということですが、恐らく2月に実施される保護者会において細かな説明などはできないと思います。ただ、御案内については毎年度もちろん行いますし、小学校1年生で就学するときから、こういう制度がありますということは全員に確実に周知するようにしております。申請用紙も全ての家庭に配布し、希望のある、なしにかかわらず、確実にその用紙が配布できる体制を各学校ともしっかりしておりますので、周知しない、できないということがないような丁寧な対応を各学校はしているものと考えています。

○羽原委員 外国籍の人がいたり、それからひとり親の方がいたりするので、この徹底の仕方です。今の答弁以外にないということは僕も分かりますが、実態として情報が行き渡るような状況になっていればいいという意味での質問です。

建前だけなら、やっています、頑張っています、徹底しているはずですよという答弁はできますが、そうではなく、その作業が徹底されていればいいという意味でお聞きしました。

それと、学校に行くと週案がありますね。あれは毎週作成するもので、結構負担だと聞いています。手書きの先生もいてもいいのですが、パソコンのほうが楽ではないかなといつも思うのですが、いかがでしょうか。

○教育指導課長 いわゆる週案簿、週ごとの指導計画につきましては、全ての教員が意図的、計画的に教育活動を進めるために必要なものでありますし、また管理職もその週案簿をもつ

て、その週の教育活動を承認するという活動を行っています。

お尋ねの手書きだけではなくて電子化も進めたらどうかということですが、学校によっては、教員が電子で入力いたしまして、プリントアウトしたものを校長に提出し、つづっていくという体制をとっているところもあります。

○羽原委員 とにかく作業量について、やむを得ないところは僕もよく分かりますが、なるべく夜早く帰ってもらって、休みつつという、先生の生活環境は非常に重要だと思っています。意欲にもかかわってきますので、その意味で軽減できるものがあれば少しでもという、そういう趣旨でお聞きしました。ありがとうございました。

○今野委員長 ほかにいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○今野委員長 ほかに御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

次に、報告2について御意見、御質問のある方はお願いします。

○菊池委員 報告2の1ページのクロス集計をしていただいたので、この間の報告よりも随分分かりやすくなったと思いました。この最初の(1)の問2の選択肢の1「学区域の学校」というのは、通学区域という意味ですね。

それで、1の通学区域の学校を選択したのに選択制度を利用しているという人が24というのはどういうことなのでしょうか。

○学校運営課長 確かに選択制度の学校を利用しながら「学区域の学校」と。論理矛盾のような結果です。ただ、これは素直にクロス集計した結果として出ておりますけれども、いずれにしても、その原因については、申しわけございませんけれども、現時点では分析していません。

○菊池委員 少し違う質問ですけれども、「兄弟が既に通学」しているというので、選択制度を利用しているが49名。それから「距離が最も近い」ので選択制度を利用したということですが、この2つは指定校変更でもカバーできる理由ですね。

○学校運営課長 今、菊池委員おっしゃいましたように、指定校変更の申請の理由としても認められるものがございます。ただ、指定校変更の場合は手続が要ということで、この新入学の際に理由を問わずというところがあるのかと思います。

○菊池委員 そのように見ていきますと、本当に選択制度が必要だった方たちの上位3つ、1番、2番、3番は、24名、49名、37名は、選択制度がなくてもよかった人たちだと思いました。

あとは「校風、評判」このあたりが、あるいは「人数・学級数」とか、このあたりが重要な選択制度を利用した理由になっていると思います。190人中、この方たちは10%ぐらいというのは私の感想です。感想をとりあえず言わせていただきました。

それからもう一つ、2ページですね。2ページの(5)番。これは非常に不思議だったのは、通学区域に通っている方たちが1,000人ぐらいいるわけです。1,014名いるわけですがけれども、選択制度は利用しなかったけれども選択制が必要と考えた方が436名、43%いたという事実が一方であって、この方たちは何ゆえに選択制度が必要だと思われたのかなというところについて何か把握していることがありましたら教えてください。

○**学校運営課長** 確たるものはございませんけれども、日々の仕事を通して感じていることは、前も申し上げたことあるかと思えますけれども、制度としてあるという、自分の子どもは通学区域の学校に通っているけれども、制度として例えば下のお子さんが入るときにあればいいという、実際に行使するかどうかは別の問題として捉えているのではと思っています。これは全く個人的な感想でございますけれども、そういったところでございます。

○**菊池委員** 現実には使ってないけれども、やはりそういうのはあったほうが子どものためになると考えている親がいっぱいいらっしゃる、という事実と捉えてよろしいですね。ありがとうございます。

○**今野委員長** ほかにいかがでしょうか。

○**菊池委員** もう一つありました。

4ページですね。4ページの(4)の「他制度を利用」したという方がいらっしゃいます。その3番目の9名の方は、制度を知らないというところに入っています。この制度を知らなくて他制度を利用したというのが、よく意味が分からないのですが。

○**学校運営課長** 私どもも、ここは理解に苦しんでいるところです。先ほど冒頭で説明しましたように、選択制度か通学区域かということであれば、指定校変更が主なものになります。あとは、また別途に区域外就学、これはまれでございますけれども。

御自分が指定校変更制度を利用しておきながらというところは、分かりませんが、実際利用していても名称を知らない、そういったこともあるのかと思えますけれども、はっきりとした理由はつかんでいません。

○**菊池委員** そこで思ったんですけれども、アンケートのとり方にやはり一工夫必要なのかなと。もう少し混乱しないような、親御さんの真意とか、どのぐらい認知しているかということが、明確にアンケートの結果から分かるように一工夫をしていただければと思います。

○**学校運営課長** 今後、また検証に関する会議等も開きますので、その過程の中でアンケートも別途とらせていただくこともあるかと思います。その際には、菊池委員のおっしゃられたことも十分留意した上で行ってまいりたいと考えております。

○**羽原委員** アンケートの時点の以前に、小学校へ入るときあるいは中学に入る前の段階で、保護者たちがこの仕組みを、この制度はこういうメリットがあるとか、受入可能数を越えた時はどこそこへ行かなければならない、そういう説明が、どの程度分かっているのかというのがよく分からないです。

アンケートになったら、アンケートで説明を聞いたときにはもう進学しているから分かることもあるかもしれませんが、入る前にどの選択肢がいいのかということと比較的早く、私立学校に行くような人、あるいは私立学校に落ちるような場合もあるので、そこのところはどうなっているのでしょうか。十分な説明資料は配られているのかを教えてください。

○**学校運営課長** まず、新入学生につきましては、小学校、中学校に関しましても、前年に学校選択をする前に、学校案内冊子を全員に配布させていただいております。そこには、この制度のことをつまびらかに書かせていただいておりますし、別紙での説明を挟み込んでいます。

そういったことを主にしていますが、ホームページへの掲載もございますし、年2回の学校公開もございます。学校公開では、学校長から、直接的な選択制度の説明ではございませんけれども、話していただく場面もございます。

○**羽原委員** 説明という言葉は重宝なもので、分かるような説明であるか、相手は分からないが役所は分かっているという説明も説明のうちであります。そこがどういう資料が届いているのかと。疑い深いものですからすいません。説明していますということと、具体的にどのような説明をしているのかがよく分からなかったのを聞いた次第です。

○**今野委員長** ほかはよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**今野委員長** ほかに質問がなければ、報告2の質疑を終了します。

---

#### ◆ 報告4 その他

○**今野委員長** 次に、報告4 その他ですが、事務局から報告事項がございますでしょうか。

○**教育調整課長** 特にございませぬ。

---

◎ 閉 会

○今野委員長 以上で、報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

---

午後 3時06分閉会